

西郷

12月号

広報にしごう

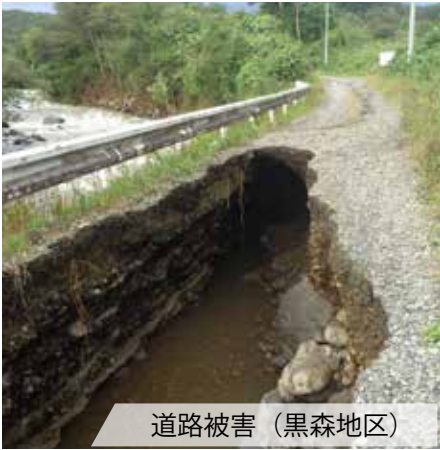
December 2019 No.588



さわやか高原公園都市

 Nishigo Public Relations

鶴生橋上流 阿武隈川河川被害（鶴生地区）



道路被害（黒森地区）



農地被害（山下地区）



台上の倒木



災害対策本部



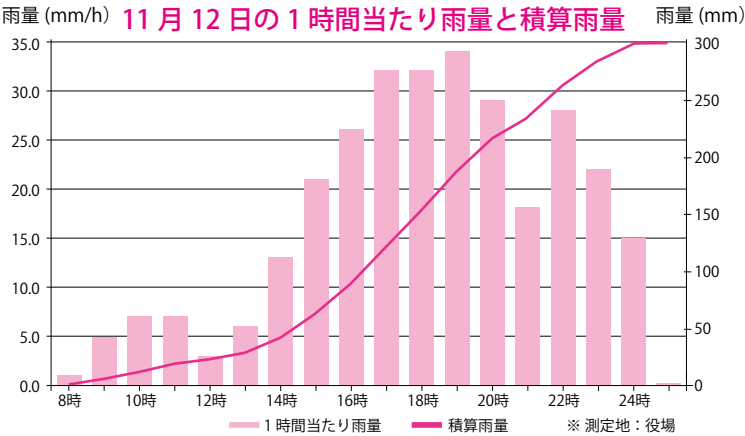
消防団による応急対応



阿武隈川（鶴生地区）



奥甲子（旧国道 289 号）の土砂崩れ



台風 19 号の影響により、役場観測所にて、1 時間あたり最大雨量 34 mm、降り始めからの総雨量は 299 mm を観測し、当村にも運用後初めて大雨特別警報が発表されました。また、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生の恐れが高まったことから、長坂地区及び羽太地区（早吹沢、蟹沢、高野舎、真名子）の

村内の被害状況

避難所	人数
真名子	17 人
上野原	12 人
上羽太	15 人
羽太小間の原	12 人
下の折口原	4 人
段の原	6 人
下羽太	6 人
大平	2 人
鶴生	0 人
米	28 人
追原	0 人
合計	108 人

住宅被害	件数
床上浸水	2 棟
床下浸水	24 棟
半壊	2 件
一部損壊	25 件

インフラ被害	件数
通行止め	8 件
道路被害	52 件
水路被害	90 件
農地被害	76 件
河川被害	6 件

この他にも、羽太グリーンタウン、新羽太団地、剣桂などで土砂崩れが発生しました。また、先の大型台風 15 号の直後であることから、19 号での被害拡大が懸念されていました。

住宅被害としては、床上浸水が 2 棟、床下浸水は 24 棟報告されており、罹災証明の発行件数は、半壊が 2 件、一部損壊が 25 件となっております。

68 世帯 173 名に避難勧告を発令しました。さらに、村内の至る所で道路冠水・陥没・洗掘などが発生し通行止め規制も実施しました。

9 月 8 日から 9 日にかけて上陸した台風 15 号、そして 10 月 12 日から 13 日にかけて上陸した台風 19 号によって、11 月 5 日現在、福島県の 32 名を含む 93 名の死者、9 名の行方不明者、500 名を超える負傷者が出ました。

県内でも比較的影響が少なかった当村も例外ではなく、人的な被害はなかったものの、床上・床下浸水のほか、土砂崩れ、道路・水路の破損など、2 つの台風は大きな爪痕を残しました。村内でも一部地域で避難勧告を発令し、のべ 100 名を超える村民が避難を余儀なくされました。

また、台風 19 号がもたらした大雨により、福島県に大雨特別警報が発表されました。大雨特別警報は、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される警報で、平成 25 年に運用が開始されて以来、福島県に発表されたのは今回が初めてのことです。

平成 10 年に福島県を襲った「8.27 災害」から 20 年が経った今、再び福島県を襲った水害。またいつ起こるか分からない災害に備え、わたしたちひとりひとりにできることがあります。何よりも大切な命を守るため、今回の水害を振り返り、水防・防災について考えてみましょう。

災害が迫るとき
あなたの行動は？

地震、水害など自然災害によりあなたの身に危険が迫るとき、大切な命、大切な家族を守るために、普段から防災意識を持ちましょう。

行政の対応

村では、台風19号の予想進路などの気象情報を受け、10月12日13時に特別警戒本部を設置、その後、土砂災害警戒情報の発表などを受けて16時50分に災害対策本部を設置しました。翌13日、発表されていた各気象警報が14時57分に全て解除されたことを受け、16時30分に災害対策本部を解散しました。

災害対策本部では、職員によるパトロール・避難所への職員配置・保健師派遣、警察、消防及び建設業組合などと協力して、住民からの情報に対して、土のうの設置や通行止めなどの

応急対策を実施しました。また、防災行政無線や登録制メール、村ホームページなどを利用し、村民の皆さまへの情報配信も実施しました。

避難所の開設については、特別警戒本部設置と同時に自主避難所を村内5箇所（米、上羽太、追原、下折口原、上野原）に開設、その後状況に応じて開設数を増やし、最終的に12箇所の避難所を開設しました。

なお、災害対策本部の設置以前から、西郷村消防団へ各班の判断での河川・水路の監視や巡回などを依頼し、各地域での警戒活動、応急対応を行っていたことができました。

▶10月12日
12:00 防災担当参集
12:30 一部職員参集
13:00 特別警戒本部設置
自主避難所開設（5箇所）
14:09 大雨・暴風警報発表
15:00 一部職員参集
15:23 自主避難所開設（間ノ原）
15:30 土砂災害警戒情報
15:48 洪水警報
15:50 避難勧告（羽太3地区）
16:43 全役場職員参集
16:50 災害対策本部設置
17:00 自主避難所開設（段の原、鶴生）
17:50 避難所開設（下羽太）
18:00 避難勧告（長坂）
18:20 避難所開設（羽太小）
19:40 大雨特別警戒
20:05 避難勧告（真名子）
22:30 避難所開設（大平）

▶10月13日
04:00 大雨特別警戒解除
08:27 土砂災害警戒情報解除
14:57 すべての警戒解除
避難勧告解除
（羽太3地区、長坂、真名子）
16:30 災害対策本部解散

災害に備え、日頃から情報収集や避難方法の確認を

災害時には、正確な情報を収集することが大切になります。テレビやラジオ、最近ではSNSを活用されている方も多くなっています。誰もが情報発信者になり得るSNSは、情報の信頼性の担保が難しく、東日本大震災においても、誤った情報で混乱が生じたケースもありました。

危険が迫る災害時は、様々な情報が錯綜します。日頃から正確な情報を収集し、安全に自身を守ることができるよう、日頃から習慣付けることが重要です。

また、避難勧告や避難指示が発令された際に、最寄の避難所に安全な最短距離で避難できる道順を確認しておくことも大切です。同時に、有事の際にどここの避難所に避難するのかを、家族で共有しておくことも必要です。

ハザードマップを元に、災害に備えましょう。



西郷村ハザードマップは、地震、土砂、河川の氾濫による被害を軽減するために、危険箇所および避難所等を地図に示したものです。

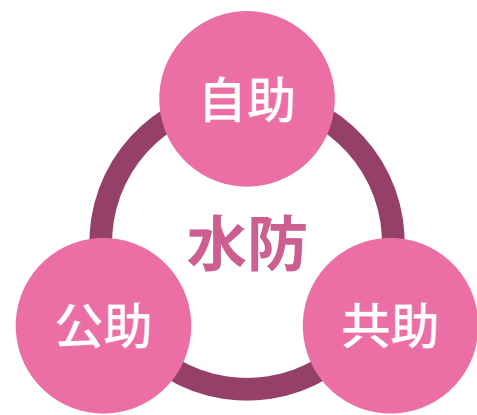
また、災害に備えた普段からの心構え、避難時の注意点など、災害を学習するための情報を掲載しています。

西郷村ハザードマップを再度確認し、いつ起こるか分からない「その時」に備えましょう。

なお、西郷村ハザードマップをお持ちでない方は、総務課までお問い合わせください。また、西郷村ホームページでも公開しています。

人を、地域を守るために

水害をはじめ、様々な災害による被害を減らすために、行政、地域、そしてみなさんが自分で行うことができることを協力しましょう。



自助

自分の命は自分で守ることは防災の基本です。まずは自分を守ることで、家族や友人、隣人を助けに行くことができます。

普段からの備えとして、緊急避難グッズや非常食など物資の準備のほか、ハザードマップや避難所、避難経路の確認などが挙げられます。

避難所を知る

緊急避難場所（10箇所）

生命を一時的に保護するため、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。

指定避難所（50箇所）

災害が発生する恐れがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の状況により、一定期間滞在することができる施設です。

福祉避難所（17箇所）

指定避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者の方のための避難所です。

避難所での注意点

緊急時に開設する避難所では、開設時点での食べ物、飲み物の準備は原則ありませんので、各自で食事や常備薬などをご持参ください。

また、簡易用となりますが、備蓄している毛布をご利用いただけます。

また、今回のように水害が予想される場合は、事前に土のうを作成して設置するといった予防対応も重要になります。自分で行うことができる、まず自分で行うことを心掛けましょう。

共助

自分たちが住んでいる地域は、自分たちで守る。自分が住む地域がどんな場所なのか、どのような災害が発生したのかなど、地域の特性をそこに住んでいる地域住民が理解し、地域で助け合い、協力して災害に備えましょう。

公助

役場、消防、警察、自衛隊、消防団などが、個人や地域だけでは解決できない状況に対応するものです。

災害の規模が大きくなるほど、「公助」の対応力は小さくなります。つまり、大切な命を守るためには、「自助」による備えや対応、「共助」による助け合いが非常に大切であると言えます。

正しい情報を早期に収集する

村では、防災行政無線、公式ホームページのほか、公式メールマガジン「西郷村情報配信サービス」を活用し、緊急情報を配信しています。

大切な命の行方を左右するような緊急時に、正確な情報を収集することができるよう、村からの情報配信について、改めて設置、登録をお願いいたします。

西郷村情報配信サービスの登録はこちらから



※登録が完了しても「登録完了メール」が届かない場合は、迷惑メール設定等をご確認ください。また、ケータイキャリア側の設定により、メールマガジンが迷惑メール扱いになり、急に届かなくなる場合があります。平時にも、ほぼ毎日村の行事等のメールが配信されていますので、総務課庶務広報係までお問い合わせください。

2. 選挙期間中に出張で村内にいないなど…そんなときは「不在者投票」

○ 出張や仕事で村外に滞在している場合

仕事や旅行などで、選挙期間中に西郷村以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。

手続方法

1. 不在者投票宣誓書（請求書）に必要事項を記入し、西郷村選挙管理委員会に請求します。（様式は選挙管理委員会でお渡ししますので、お問い合わせください）
 2. 西郷村選挙管理委員会から、投票用紙等一式が郵送されます。
 3. 告示（公示）日以降、滞在先の選挙管理委員会へ行き、不在者投票をします。
- ※投票用紙が投票日までに西郷村選挙管理委員会に届かない場合は無効になります。

○ 指定施設に入院、入所中の場合

県選挙管理委員会から不在者投票施設の指定を受けている病院、老人ホーム等に入院、入所中であれば、その施設内で不在者投票ができます。不在者投票の申請は指定施設を通じて行いますので、入院・入所してる病院等にお問い合わせください。

なお、指定施設は、県選挙管理委員会のホームページに掲載されています。

○ 障がいのある方の場合

身体に一定の障がいがある方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵便で選挙管理委員会に送付して投票することができます。なお、郵便等投票証明書の申請が必要です。

この方法で投票ができる方は下記のとおりです。申請方法等、詳細は選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票ができる方

- ・身体障がい者で下記に該当する方

障がいのある機能	障がいの程度
両下肢、体幹、移動機能	1 級か 2 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級か 3 級
免疫、肝臓	1 級から 3 級まで

- ・戦傷病者で下記に該当する方

障がいのある機能	障がいの程度
両下肢、体幹	特別項症から第 2 項症まで
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第 3 項症まで

- ・要介護者で、要介護状態区分が「要介護 5」の方

3. 外国にいくけど投票したい、一時帰国している…そんなときは「在外投票」（衆議院議員選挙・参議院議員選挙のみ）

外国に住んでいる方、一時的に帰国した方、また、帰国したばかりで選挙権がない方（※）は、在外投票を行うことができます。なお、在外選挙人名簿の登録申請が必要です。申請方法等の詳細は選挙管理委員会にお問い合わせください。（※転入してから 3 カ月経過しないと選挙人名簿に登録されません）

外国に住んでいる方は、最寄の日本大使館・総領事館で行われる「在外公館投票」と「郵便等投票」の 2 つの方法があります。日本に帰国している方は、在外選挙人証を提示して、期日前投票・不在者投票・投票日当日の投票の 3 つの方法の中から選んで投票できます。

投票のギモン、いま解決しておきましょう！



今年は参議院議員通常選挙、西郷村議会議員一般選挙、福島県議会議員一般選挙と 3 つの選挙がありました。有権者のみなさんは投票に行けましたか？

選挙の投票率は年々低下しており、特に若年層の選挙離れが加速しています。それには「選挙に行くのが面倒」、「候補者や政党を知らない、興味がない」、「仕事等で忙しくて選挙に行く時間がない」など、様々な理由が考えられます。

しかし、選挙は自分自身の考えを国政や県政、そして自分が暮らしている村の政治に反映させる大切な手段です。この機会を無駄にせず、みなさんの意思を一票に託しましょう。

今回は、どの選挙にも共通する「投票」について、村民の方から質問があった内容を取り上げます。投票についての疑問を解決し、次回の投票につなげましょう。

疑問 1 投票日に投票できないときはどうしたらいいの？

投票方法は、投票日に行う通常の投票以外に、投票日当日に投票できない方のために、以下のような方法があります。

1. 投票日に用事があって行けない…そんなときは「期日前投票」

期日前投票は、投票日当日に仕事がある方、村外へ外出する予定のある方などが、投票日の前日までに投票を行うことができる制度です。

期日前投票の期間は、**選挙の告示日（公示日）の翌日から投票日の前日まで**です。

例：今年 7 月に行われた参議院議員通常選挙の場合

公示日：7 月 4 日 投票日：7 月 21 日

期日前投票の期間は、7 月 5 日（公示日翌日）から 20 日（投票日前日）まで

○ 西郷村の期日前投票は、今年から 2 会場で行っています

西郷村では、役場庁舎前のプレハブ会議室で期日前投票を行っています。

時間は 8：30 から 20：00 までですので、仕事や学校の帰りに投票することもできます。また、今年から投票日直前の 2 日間は、イオン白河西郷店 2 階イベントスペースでも 10：00 から 19：00 まで投票できるようになりました。次回以降の選挙でも 2 会場で行う予定です。

○ 期日前投票をするときは署名が必要です

期日前投票をする際は、理由があって投票日に投票ができないという内容を記す「宣誓書」にご本人の署名をいただきます。

今年からは投票所入場券（はがき）の裏面に宣誓書の署名欄をつけています。期日前投票に来られる際は、宣誓書に署名をしてから来ていただくと、投票がスムーズにできます。なお、投票所入場券を忘れてしまった場合でも、ご本人と確認できれば投票できます。

この部分に宣誓書があります！

統計調査員を募集しています！

西郷村では、国などが行う統計調査の業務に従事して下さる調査員を募集しています。統計調査員は、国または県から調査ごとに任命され、調査票の配布・回収、点検・整理などの業務に従事していただきます。決められた期間内で活動していただくので、ご自分の都合に合せた活動ができます。

なお、統計調査員のお仕事を希望される方は、西郷村統計調査員協議会への加入が必要となります。

○ 仕事の内容

- ① 統計調査の時に調査票の配布や回収、点検などを行います。（年間を通した調査はありません）
- ② 従事期間は概ね2か月間です。（実際の活動は3～4週間ほど）
- ③ 県等が主催する研修会へ参加することができます。

○ 応募資格

以下のすべての要件を満たす方

- 20歳以上の健康な方（学生も可）、責任をもって調査事務を遂行できる方
- 調査で知り得た秘密を守れる方（退任後も同様）
- 税務、警察、政治等に直接関係のない方
- 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

○ 報酬及び待遇

調査終了後に報酬が支払われます。報酬額は調査の種類や受け持ち件数などによって異なりますが、概ね3～5万円程度です。

調査期間中は国または県の非常勤の公務員となります。調査活動中に災害にあった場合には、公務災害補償が適用されます。

令和2年国勢調査の調査員募集について

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に居住しているすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。西郷村では、村内に居住する全ての人（約20,500人）と世帯（7,700世帯）を調査するにあたり、約100人の調査員の方々のご協力が必要となります。国勢調査の実施にあたり、調査に従事して下さる方を募集します。

なお、既に「西郷村統計調査員協議会」に加入されている方は改めてご案内しますので申込は不要です。

○ 仕事の内容

- ① 村が開催する説明会への出席
- ② 担当地区の範囲と調査対象の確認
- ③ 調査票の配布及び回収
- ④ 回収した調査票の点検及び整理
- ⑤ 村へ調査書類等の提出

○ 応募資格

上記統計調査員の応募資格と同じ

○ 任命期間

令和2年8月～10月（予定）

○ 報酬（予定）

1調査区（40～80世帯）あたり約3～5万円

申込先

下記へお電話でお問い合わせください。

問 企画政策課情報統計係

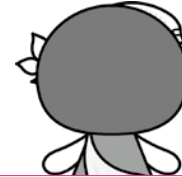
☎ 25-2943

疑問2 投票所にはどうしてたくさん職員がいるの？

「投票所に行くと、たくさんの職員がいて入りにくい」、「じろじろ見られるのが嫌だ」というご意見をいただくことがありますが、投票所に配置される職員それぞれに役割があります。また、行政区長さんなど地域の方には投票立会人として、ご協力いただいています。

1 受付係

投票に来た方のお名前をお聞きします。



名簿対照係

お名前を名簿と照合します。

2

投票用紙を交付

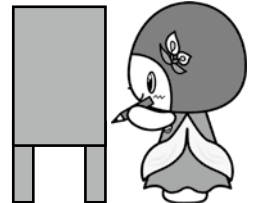


交付係

投票用紙を交付します。

3

投票記載台で投票用紙に記入



4 投票箱へ投票



投票立会人（2名以上）

投票が公正に行われているかを監視する役割を担っています。立会人となる方は、選挙権を有することが条件です。

投票管理者

投票に関する事務の責任者です。選挙人の確認、投票用紙の交付、投票箱の送致、投票所の秩序維持などを行っています。

職務代理者

投票管理者が事故等に遭った場合に、代理としてその職を執行する者です。

※その他、代理投票（職員が代筆して投票）等の対応のために職員を数名配置しています。

今回は、投票についてよく質問をいただく2点についてご紹介しました。

次回以降の選挙の際には、期日前投票についてなど、ぜひこちらの内容を参考にしてください。

問 選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 25-1112

福島県議会議員一般選挙

令和元年11月10日に執行された、福島県議会議員一般選挙の最終投票率（各投票所ごと）と確定得票数をお知らせいたします。

届出順	候補者氏名	得票数
1	渡辺 よしのぶ	1,586
2	みつやま 喜一	1,418
3	金山 屯	211
4	三村 ひろたか	1,663
得票総数		4,878

得票総数	4,878	投票総数	5,119
有効投票数	4,878	無効投票率	4.71%
無効投票数	241		

投票所	最終投票率（%）		
	男	女	計
米	31.46	32.88	32.16
羽太	39.57	35.07	37.30
熊倉	38.01	34.58	36.23
上折口原	33.01	32.12	32.56
下折口原	26.00	27.38	26.70
追原	31.58	32.51	32.04
上新田	29.13	30.82	29.98
小田倉	23.86	23.37	23.62
上野原	35.63	33.33	34.47
一の又	39.33	37.23	38.25
川谷	45.26	47.75	46.54
下新田	24.86	27.49	26.09
合計	31.16	31.23	31.19
前回（27年）	34.61	35.02	34.81

令和元年度 行政評価

私たちは、特に体調が悪くない場合でも健康診断や人間ドックを受け、その検査結果をもとに、悪いところの治療や、生活の改善などを行い健康な体を維持しています。行政機関にとって、この健康診断や人間ドックが「行政評価」にあたります。

村では、外部委員で構成する行政改革推進委員会により、村の政策がどのように進んでいるか評価・検証を行っており、平成30年度に取組をおこなった事業の評価が行われ、報告書が村長に提出されましたので、その内容についてお知らせします。

行政評価ってなに？

社 会情勢やニーズの変化に対応した弾力的な村政運営を目指すため、人材や予算などの資源が有効に活用されるよう、政策や施策・事務事業などの行政が行う様々な活動を共通のものさしによって検証し、その結果を行政運営の改善につなげていく仕組みです。

村では、総合振興計画に掲げた目標に向けた施策を対象として行う「施策評価」と、施策を具体的に実現するための手段である個別の事業を対象に行う「事務事業評価」を実施しています。

行政評価の目的は？

村 では総合振興計画において、村が目指す姿、将来像を定めており、行政運営の基本方針としています。

行政評価の目的は、総合振興計画を着実に推進するために進捗管理の手段とすることや、事業の選択・質の向上、成果重視の仕事への転換、村民の皆さまへの説明責任、さらに職員の意識改革を図ることにあります。

外部評価の対象事業は？

28 の基本施策の中から、評価対象が偏らないようにするため、それぞれの基本目標から1施策を委員会で選定し、評価が行われました。

今年度は、昨年度評価対象事業の9施策を除いた、8施策を評価の対象としています。

平成30年度 外部評価対象事業		
基本目標	分野	基本施策名
1	子ども・子育て・少子化対策	幼児期の教育・保育の充実
2	教育・文化・スポーツ	学校教育の充実
3	産業・観光・交流	観光・交流の活性化
4	都市基盤	住環境の整備
5	保健・医療・福祉	健康づくりの推進
6	環境保全	自然環境の保全
7	防災・防犯	防犯・交通安全の推進
8	行財政運営	協働によるむらづくりの推進

外部評価の基準は？

外 部評価は、施策目標の達成度、課題認識、総合評価を視点として、外部評価結果をまとめています。

① **施策の指標及び目標値の妥当性**
各施策における指標、目標値の妥当性を検証する。

② **進捗状況**
内部評価の妥当性を検証することを基本とし、それを踏まえて施策の進捗状況を次の4段階の区分で評価する。

A 計画以上に進捗しており、このまま継続して事務事業を推進する。

B ほぼ計画どおり進捗しており、継続して事務事業を推進する。

C 目標を下回る要因の分析と施策の見直しを要する。

③ **提言等**

D 目標を大きく下回る要因の分析と施策の見直しを要する。

施策とそれを構成する事業の関連性について、進捗管理の視点からは一歩踏み込んだ形で、「必要性」「有効性」などの視点から意見を内部評価の指摘事項等及び提言等として取りまとめる。

外部評価結果は？

施 策の指標及び目標値の妥当性については「むらづくり指標及び目標値について概ね妥当である」、進捗状況については「ほぼ計画どおり進捗しており、継続して事務事業を推進する」ただし、基本目標①並びに③については、「目標を下回る要因の分析と施策の見直しを要する」との評価となりました。

そのほか、施策の指標、事業内容の見直しや、内部評価に対する指摘もありました。

今後、評価結果を踏まえて総合振興計画の目標達成に向け、次年度以降の予算や事務事業に反映させていきます。

〔西郷村行政改革推進委員会〕

村民、団体代表、学識経験者など9人の外部委員で構成。



※平成30年度外部評価の詳細については、村のホームページでご覧いただけます。

『行政の外部評価に
求められるもの』

西郷村行政改革推進委員会
会長 藤原 一哉

外部評価では、村の職員自らが、行政サービスという仕事を自分で評価する「内部評価」の結果を基に、行政サービスに係る資料や幹部職員に聞き取りを行って評価しています。

つまり、職員の仕事ぶりや内部評価に対して、我々外部評価委員の信頼がなければ、この評価は成り立ちません。

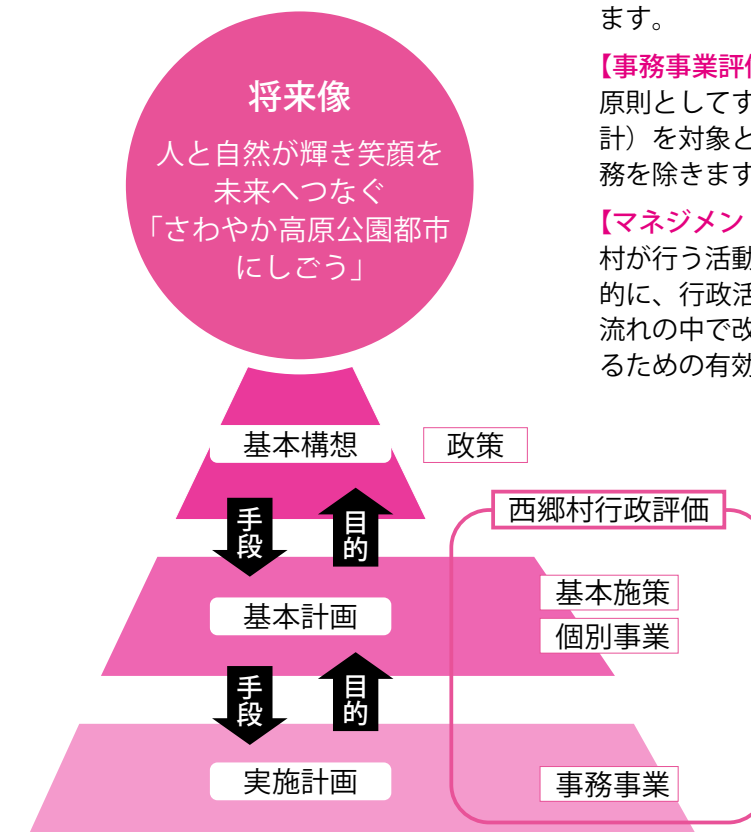
現代社会では、この信頼ということが、家族や地域社会、さらには職場や学校などでどれだけ維持発展されているかということが問題となっています。

外部評価を一つのきっかけとして、住民の皆さんと役場との信頼関係を再確認していただけたら幸いです。



▲ 藤原会長（右）から村長へ報告書を提出

西郷村の総合計画体系



【施策評価の対象】

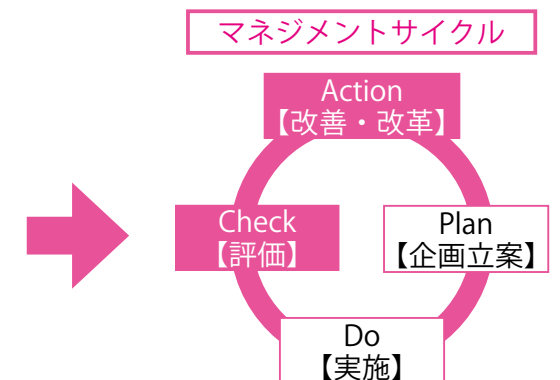
西郷村第四次総合振興計画前期基本計画の施策体系の個別施策単位で評価、また、むらづくり指標に基づき施策の進捗状況等も評価します。

【事務事業評価の対象】

原則としてすべての事務事業（一般会計、特別会計及び水道事業会計）を対象としますが、人件費や積立金、償還金などの一般管理事務を除きます。

【マネジメントサイクルを円滑に運営するための行政評価】

村が行う活動は、常に良いものに改善していくことが大切で、一般的に、行政活動はマネジメントサイクル（PDCAサイクル）という流れの中で改善されます。行政評価は、このサイクルを円滑に進めるための有効な手段です。



秋のイベント

文化祭 芸能発表会・作品展示会

10月27日には芸能発表会が開催され、文化協会所属団体や、文化センターで活動している団体総勢17団体が、練習の成果を披露しました。ダンス、合唱、カラオケ、空手など、様々なジャンルの発表があり、観客の皆さんも楽しんでいました。

11月1日～3日は作品展示会が行われ、絵画・書道・園芸などの作品が展示されました。また、3日はお茶会や押し花体験等のイベントも行われ、多くの方が来場しました。



盛りだくさん！

11月3日 村内一周駅伝

61回目の村内一周駅伝は、37チームが出場し、晴天の西郷村を各チームが懸命に駆け抜けました。総合優勝チームは中学生男子の部で出場の「西二中選抜」で、記録は大会新記録となる1時間49分17秒でした。



11月9日 にしごう祭り

今年はまるごと西郷館でにしごう祭りが行われました。西郷村産の食材を使ったライブキッチンやキャラクターショーなどの各種ステージ、乗馬体験コーナー、消防・警察・自衛隊の車両展示、飲食ブースなど、様々な催しが行われ、たくさんの来場者でにぎわいました。



半年間の成果をみんなで味わう ～ 西郷村農業塾修了式・収穫祭 ～



▲ 大根やにんじん等を収穫し、豚汁を作りました

10月29日、西郷村農業塾の修了式と収穫祭が行われました。受講者の皆さんは修了証書を受け取り、講師の方からの講評に、熱心に耳を傾けていました。

その後、各受講者が自分の区画で育てた大根やにんじん、小松菜などを収穫しました。発育状況を比べたり、栽培について質問したりする姿が見られました。

最後に、収穫した野菜を使って豚汁を作り、西郷村産のごはんと一緒に食べました。受講者同士で談笑しながら、おいしい豚汁を食べていました。

利用者が熱唱 ～ 甲子の里希望の家 のど自慢大会 ～

10月19日、甲子の里希望の家主催による「第1回 KSK のど自慢大会」が村文化センターで開催されました。

約100名の家族や関係者が見守る中出場者19名が好きな歌を熱唱しました。出場者からの歌声に会場からは、大きな拍手が送られていました。

なお、来場者全員による採点を行い、入賞者3名が選ばれました。

また、ボランティアによるフラダンスも披露され、大会を盛り上げました。



▲ 歌を披露する利用者のみなさん

西郷村の生涯学習に貢献 ～ 県教育委員会 教育・文化関係表彰 ～

今年度の県教育委員会教育・文化関係表彰者が発表され、西郷村からは、橋場八代子さんが社会教育功労者表彰を受賞されました。それに伴い、11月1日に村長室で受賞報告が行われました。

橋場さんは西郷村社会教育委員を13年、西郷村公民館運営審議会委員を18年勤められ、村の社会教育の振興に尽力されています。また、現在は西郷村グラウンドゴルフ协会会长、西郷村老人クラブ連合会長として、様々な地域活動に貢献されています。



▲ 受賞を報告した橋場さん（右）と村長

クラシックカーが集う ～ ラ・フェスタ ミレ ミリア 2019 ～



▲ チェックポイントを通過するクラシックカー

今年で23回目となるクラシックカーのイベント「ラ・フェスタ ミレ ミリア 2019」が開催され、チェックポイントとなっていたキョロロン村を、約80台の様々なクラシックカーが通過しました。

通過したドライバーには、西郷村のパンフレットや温泉の素などが配られました。沿道には多くの方が集まり、旗を振って声援を送ったり、普段見ることのできないクラシックカーの写真を撮ったりしていました。

火災への備え ～ 消防団火災防ぎょ訓練 ～



▲ 放水訓練を行う消防団員

秋季全国火災予防運動の一環として、11月10日に西郷村消防団火災防ぎょ訓練が行われました。

今年は「真船地区墓地脇山林から火が出ているのを住民が発見し、119番通報を行った」状況を想定した訓練を行い、第5分団及び本団訓練部員が、水利の確保から放水までの消火活動の一連の手順を確認しました。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすくなります。火の取り扱いには十分にご注意ください。

地域の安全のために尽力 ～ 防犯功労者・団体表彰 ～

多年にわたる地域安全活動が認められ、防犯功労者として地域安全推進協議会の花安紀夫さん、防犯功労団体として西郷村青少年健全育成村民会議が、福島県警察本部および公益社団法人福島県防犯協会連合会から表彰されました。

10月28日には、花安さんが村長室を訪れ、受賞報告をしました。

今回の受賞は、花安さん、西郷村青少年健全育成村民会議ともに、長年にわたり地域安全に貢献されたことからの受賞となりました。



▲ 表彰を受けた花安さん（右）と村長

予防接種を受けましょう

令和元年度 任意予防接種の助成

西郷村では、任意予防接種費用の一部を助成します。対象者、接種方法は下記のとおりです。

予防接種名	ロタウイルスワクチン		おたふくかぜ ワクチン	風しんワクチン および風しん抗体検査
	1価ワクチン	5価ワクチン		
助成対象者	生後6週から 24週未満の方	生後6週から 32週未満の方	1歳以上就学前までの方	① 妊娠を予定または希望している女性 ② 妊娠を予定または希望している女性 の配偶者（妊婦の配偶者含む） ③ 妊婦の同居の家族
助成金額または 接種料金	6,000 円	4,000 円	無料	無料
助成回数	2 回	3 回	1 回	1 回
持参物	母子健康手帳		母子健康手帳	健康保険証 ③の方は、妊婦の母子健康手帳
注意事項	医療機関の接種料金から助成額を差し引いた料金をお支払いください。 1回目の接種は、生後14週6日までに受けてください。		おたふくかぜに罹患したことのある方、または、おたふくかぜワクチン接種を受けたことがある方は対象となりません。	風しんに罹患したことがある方、または、風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチンを含む）を2回以上接種したことがある方は対象となりません。

令和元年度 定期予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種

○対象者 西郷村民であり、高齢者肺炎球菌ワクチン接種歴（自費の接種も含む）がなく、下記表の令和元年度定期予防接種対象者に該当する方（接種券※が届いた方）

年齢	対象となる生年月日	年齢	対象となる生年月日
65 歳	昭和 29 年 4 月 2 日生～昭和 30 年 4 月 1 日生の方	85 歳	昭和 9 年 4 月 2 日生～昭和 10 年 4 月 1 日生の方
70 歳	昭和 24 年 4 月 2 日生～昭和 25 年 4 月 1 日生の方	90 歳	昭和 4 年 4 月 2 日生～昭和 5 年 4 月 1 日生の方
75 歳	昭和 19 年 4 月 2 日生～昭和 20 年 4 月 1 日生の方	95 歳	大正 13 年 4 月 2 日生～大正 1 年 4 月 1 日生の方
80 歳	昭和 14 年 4 月 2 日生～昭和 15 年 4 月 1 日生の方	100 歳以上	大正 9 年 4 月 1 日以前にお生まれの方

- 実施場所 白河市および西白河管内の指定医療機関
（指定医療機関等については、健康推進課へお問い合わせください。）
- 持参物 オレンジ色の接種券※、健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
※接種券は、平成 31 年 4 月に発送済です
- 接種期間 令和 2 年 3 月 31 日まで
- 接種料金 無料（ただし、指定医療機関で接種する場合）
- その他 ワクチンの安定供給のため 5 歳刻みの年齢とさせていただきます。

問 健康推進課（保健係） ☎ 25-1115



村勢発展への貢献をたたえる

— 令和元年度 文化の日表彰 —

令和元年度文化の日表彰が、11月3日「文化の日」に役場議場で行われ、今年度は、功労賞4名、善行賞4名が選出され、村長から表彰状が授与されました。
真船正康村議会議長の祝辞の後、受賞者を代表して、功労賞を受賞した白岩征治氏が謝辞を述べました。受賞者と功績については、次のとおりです。

功 労 賞

白土 吉弘氏

スポーツ推進委員として、長年にわたりスポーツの振興・普及・発展に寄与されました。

真船 一生氏

村老人クラブ連合会会長を務め、長年にわたり本村の社会福祉の増進に貢献されました。

白岩 征治氏

長年にわたり村議会議員として地方自治の進展に貢献されました。

伊藤 正美氏

長年にわたり行政区長として本村の地方自治の進展に貢献し、及び本村の地域安全に尽力されました。



善 行 賞

小林 ヨシ氏

長年にわたり上新田地内の八雲神社（山神社）境内周辺の除草の奉仕作業を続け、地域の環境美化に尽力されました。

小関 ツネ子氏

長年にわたり小田倉地区原中のごみ集積所の管理及び清掃等の奉仕作業を続け、地域の環境美化に寄与されました。また、西郷村商工会の女性部長として、村内の清掃活動等にも尽力されました。

薄井 昭治氏

絵画2点 平山郁夫筆「シルクロードを行くキャラバン（西・月）」、横山大観筆「霊峰四趣・春」を寄贈され、文化振興に大きく寄与されました。

齋藤 勝正氏

絵画「霽る峰（那須甲子連峰須立山）」を寄贈され、文化振興に大きく寄与されました。

子育てガイドブックができました

妊娠・出産期から子育て期全般にわたる切れ目ない支援の一環として、子育て中の方が子育て情報を得やすくするため、子育てガイドブックを作成しました。

「赤ちゃんに出会うまで」「赤ちゃんが生まれたら」「すくすく赤ちゃん」「子育てに悩んだら」など子どもに係る情報をわかりやすく、見やすくまとめて掲載しています。A5 版（40 ページ）で持ち運びやすい大きさになっています。

子育てガイドブックは、プレママ訪問事業時に、お渡ししています。

ご希望の方は、福祉課子育て支援センターまでお問い合わせください。

☎ 福祉課子育て支援センター ☎ 25-0001



西郷村人材育成基金奨学金の貸与

村では、家庭事情や経済的な理由により、高校や大学等への進学、修学が困難な方に入学一時金を貸与することで、教育の機会均等を図り、人材を育成することを目的として奨学金の貸与を行います。

○ 貸与条件

- (1) 品行が正しく、学術にすぐれ、身体が強健であること
- (2) 経済的理由により借受けを必要とする者であること
- (3) 国・県または他の団体等から入学一時金の奨学資金の貸与を受けていないこと
- (4) 高等学校、高等専門学校、大学、短大、専修学校等へ進学の意志があること
- (5) 本人またはその保護者が村内に住所を有すること
- (6) 本人またはその保護者に税金の滞納が無いこと
- (7) 特に教育長が必要と認める事項

○ 貸与額

- ・高等学校、高等専門学校 300,000 円以内
- ・大学、短大、専修学校等 500,000 円以内

○ 返済金額・期間

- ・高等学校、高等専門学校 月 5,000 円 返済期間 5 年
- ・大学、短大、専修学校等 月 5,000 円 返済期間 8 年 4 ヶ月

※返済にあたり、利息は付しません。また、返済期間は貸与金額によって異なります。

○ 募集期間

令和元年 11 月 25 日(月)～ 12 月 25 日(水) ※期間中土日祝日を除く 8:30 ～ 17:15 まで

○ 募集人数

- ・高等学校、高等専門学校 10 名程度
- ・大学、短大、専修学校等 10 名程度



☎ 生涯学習課 ☎ 25-2371

陸上自衛隊 高等工科学校生 募集

▶ 受付期間

令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 1 月 6 日

▶ 1 次試験日

令和 2 年 1 月 18 日

▶ 応募資格

男子で中卒（見込含）17 歳未満の者

▶ 募集人員

約 260 名程度

▶ 試験会場

自衛隊白河地域事務所（予定）

☎ 自衛隊福島地方協力本部白河地域事務所

☎ 24-0372

人権擁護委員による こまりと相談所

ひとりで悩まずご相談ください

☎ 12 月 4 日(水) 10 時～ 15 時

☎ 村文化センター 2 階

村には 6 名の人権擁護委員がいます。人権問題等で困りのときは、人権擁護委員にご相談ください。

～人権擁護委員のみなさん～

- ・内山重美 ・川勝直子
- ・真船秀典 ・渡辺文雄
- ・會田千香子・金澤登志子（敬称略）

☎ 住民生活課 ☎ 25-1114

確定申告に伴う「収支内訳書作成手引き（農業所得者用）」について

村では、昨年まで農業所得のあった方々に対して「収支内訳書作成の手引き（農業所得者用）」を郵送していましたが、利用者の減少に伴い、令和元年分の確定申告より郵送を取りやめ、必要な方のみ税務課の窓口で配布するようになりました。

配布は 12 月中旬を予定しています。詳しくは税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎ 25-1113

「旧優生保護法一時金支給法」 による一時金の支給

平成 31 年 4 月 24 日に成立した「旧優生保護法一時金支給法」に基づき、国では優生手術等を受けた方に一時金を支給しています。

県では一時金の請求受付のほか、請求手続きに関する質問・相談に、保健師や相談員が対応しますので、ご連絡ください。

☎ 旧優生保護法に関する相談窓口

☎ 024-521-8294

日本政策金融金庫からのお知らせ

日本政策金融金庫は、台風 19 号に伴う災害により被害を受けた福島県ほか 12 都県に事業所を有する中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の皆様を対象に、「令和元年台風第 19 号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸し付け」等の取り扱いをしています。

この度の台風により被害を受けた事業者の皆様からの融資や返済に関する相談に、迅速に対応します。

☎ 日本政策金融金庫郡山支店 国民生活事業

☎ 024-923-7140



日本年金機構からのお知らせ

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

日本年金機構では、インターネットで手軽に年金加入記録等を確認できる「ねんきんネット」を提供しています。24 時間どこでもパソコンやスマートフォンからご自身の年金情報の確認や通知書の再交付申請ができ、また、将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます。

ご利用の際は、年金手帳などに記載されている「基礎年金番号」をご準備のうえ、Web で「ねんきんネット」を検索し、新規登録画面からご利用登録をお願いします。

☎ ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎ 0570-058-555（ナビダイヤル）

予約年金相談のご利用をお願いします

年金事務所の窓口では、待ち時間なくスムーズに相談や手続きができるよう、ご予約をお願いしています。すべての相談について、予約のうえご来所をお願いします。

○ 日本年金機構予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890

（受付時間：平日 8:30 ～ 17:15）

在宅リハビリマッサージ けやき

●ご自宅・施設への訪問マッサージです。

●マッサージ師は、全員国家資格保持者で、安心なマッサージが可能になります。医療保険適用。

★後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

★身体障がい者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方

説明 ⇒ 手続き ⇒ 開始

- お問い合わせ -
白河市双石高田 19-1
0248 - 22 - 3419
鈴木 英世

家の塗り替え・リフォーム相談 受付中！

場所 宮尾塗工 事務所

時間 AM10：00～PM4：00

通話無料 0120-145-380

有 宮尾塗工

地元白河で創業81年 白河市合戦坂50-1

無料

まずは、お電話で
ご予約ください

ハワイアンXmasショー

日時：12/22(日) in KANAHA

場所：西郷村字下前田東6

ウェルネスジムKANAHA

本場のフラやウクレレに触れて頂け、どなたでも参加できる楽しいイベントです！

詳しくはHPで！
TEL (0248)24-7711

※ハワイ文化を取り入れた健康づくりプログラムを提供中です。

大切にしたい地域の笑顔と元気

かねこクリニック

・各種健康診断、人間ドック随時受付中！！

・専門医による外来診療を行っております。詳しくはお問合ください。

〈診療科目〉整形外科・内科・消化器内科・糖尿病内科・呼吸器内科
脳神経外科・リハビリテーション科・形成外科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	
14:30～17:00						●
9:00～14:45						

休診日/日曜・祝日・木曜日午後

かねこクリニック 検索 TEL 0248-24-3111

掲載内容の訂正

広報にしごう 11月号の23ページに掲載した、西郷村仰歩句会の俳句に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫び申し上げます。

正
婆の手を
借りて
河原の芋煮会
幸子

誤
(前月号に掲載)
婆の手を
借りて
河童の芋煮会
幸子

令和2年 村民新年会

村民の親睦を目的として例年開催しております「村民新年会」を下記により開催しますので、ぜひご参加ください。

- ▶日時
令和2年1月11日(土)
17:00～
- ▶場所
東京第一ホテル新白河
- ▶参加費
3,000円/人
- ▶申込方法
申込場所に備えてある申込書に
会費を添えてお申込みください。
- ▶申込場所
役場各課、村商工会、各行政区長
- ▶申込期間
11月21日(木)～12月20日(金)
詳しくは、お問い合わせください。



☎ 総務課庶務広報係 ☎ 25-1112

寄付への感謝

寄付してくださった皆さま、ありがとうございました。



- 白河オリパス株式会社 (小田倉)
村政発展のため
117,000円
- 菊池 喜雄さん (熊倉)
故 菊池チヨ氏の遺志として
村政振興のため
- 株式会社パーツ精工 白河工場
(小田倉)
台風19号被害への義援金として
- 久保田 利行さん (鶴生)
故 久保田英治氏の遺志として
50,000円
- 鈴木 英和さん (小田倉)
故 鈴木和子氏の遺志として
100,000円
- 公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材
センター理事長 芳賀憲市さん (白河市)
村政発展のため
20,000円



12月の 休日当番医



診療時間 9:00～17:00



● 村内の休日診療所

いわしなクリニック ☎ 48-1234 【診療日】1日・8日・15日・22日 【診療時間】8:30～12:30

月日	診療科目	医療機関名	所在地	☎ (0248)
1日 (日)	小児科	関医院	白河市	23-3003
	内科・外科	渡部医院	矢吹町	44-4111
	歯科	九番町歯科クリニック	白河市	27-3711
8日 (日)	小児科	樋口小児クリニック	矢吹町	42-2040
	内科・外科	まつやまクリニック	矢吹町	41-2311
	歯科	白河みなみ歯科クリニック	白河市	24-3730
15日 (日)	小児科	みうら小児クリニック	白河市	28-1001
	内科・外科	よしだ内科クリニック	白河市	21-5711
	歯科	サンデンタルクリニック	白河市	24-8020

月日	診療科目	医療機関名	所在地	☎ (0248)
22日 (日)	小児科	わたなべ子どもクリニック	白河市	21-2166
	内科・外科	きくち診療所	中島村	21-8672
	歯科	JUN DENTAL CLINIC	白河市	21-8845
29日 (日)	小児科	ねもとキッズクリニック	白河市	21-5623
	内科・外科	白河市表郷クリニック	白河市	32-2316
	歯科	いがらし歯科クリニック	西郷村	21-6222
31日 (火)	小児科	白河厚生総合病院	白河市	22-2211
	内科・外科	会田医院	矢吹町	42-2121
	歯科	赤沼歯科医院	泉崎村	53-2004

【平日】健康推進課 ☎ 25-1115 【休日】西郷村役場 ☎ 25-1111

12/27(金) 今月の納税・納付

前日までに口座入金、
納付をお願いします。

固定資産税 (3期)
国民健康保険税 (6期)
介護保険料 (6期)
後期高齢者医療保険料 (5期)

転ばぬ先の「手すり」

【元気で長生き】食事、運動、早めの手すり



合同会社 ピーアールジェイ
フリーコール 0120-924-014
本社 岩瀬郡鏡石町岡ノ内111
白河事業所 西白河郡西郷村
大字小田倉字後原1

令和2年度 償却資産（固定資産税）の申告について



固定資産税は、土地、家屋のほか、償却資産も課税対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する事業用資産について、申告していただくことになっています。

● 償却資産とは

会社や個人で工場や商店、農業、サービス業など事業を営んでいる方や、駐車場、アパートなどを貸し付けている方が、その事業のために使用している構築物・機械・工具・器具・備品などをいいます。また、「事業のために使用する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として貸し付けられる場合も含まれます。

なお、所得税または法人税等の申告の際、減価償却資産として損金・必要経費に算入している資産は、概ね固定資産税における償却資産申告の対象となります。(ただし、自動車税の課税客体である自動車等は除きます)

適正かつ公平な課税を行うため地方税法の規定に基づき、減価償却明細書等の国税申告書添付書類や固定資産台帳等の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

● 申告する必要がある方

令和2年1月1日現在、村内に償却資産を有する個人または法人です。平成31年(令和元年)中に資産内容に異動がない場合や課税標準額の合計が免税点未満(150万円)で課税されない場合でも申告は必要です。

● 申告書の提出期限

申告書は、令和元年12月中旬に郵送しますので、令和2年1月31日(金)までに提出くださるようお願いいたします。

なお、村内で新規に事業を始めた法人等については、申告書が届かない場合もありますので、その際は、ご連絡ください。

家屋を取り壊したら届け出を

不要家屋の取り壊しをされた方は、『家屋滅失届出書』を提出してください。提出後に村の家屋調査員が家屋の滅失確認に伺います。届出書の提出がない場合には、滅失の確認ができず、令和2年度の固定資産税が課税されてしまうことがあります。法務局にて滅失登記をしている場合には、届出書の提出は不要です。

また、登記されていない家屋の売買や相続をされた方は『現所有者届出書』を早めに提出してください。提出する届出書などは村ホームページ、又は税務課窓口にて用意しております。

☎ 税務課固定資産係 ☎ 25-1113



1年間お世話になりました！
大注目の
生ラーメン



お歳暮 箱詰めは
お早めにお願ひします

人手不足のため、らーめんの麺は
手もみしていません(12月25日～31日)
申し訳ございません。

みもり製麺
0248-25-3925



にしごう体験隊 ハロウィンパーティー

10月26日に川谷地区で、にしごう体験隊主催のハロウィンパーティーが行われました。地元の子どもたち以外にも白河市や矢吹町の子どもたちが参加し、みんなで好きなかぼちゃを選んで思い思いに彫りました。個性あふれるかぼちゃの顔がたくさん並び、最後には出来上がった作品のコンテストも行われました。



川谷学区を元気にする会 も〜も〜スクール

10月27日、川谷小・中学校で「も〜も〜スクール」が開催されました。参加した子どもたちは、ペットボトルを使ったバター作り、仔牛とのふれあいなど、酪農について見て聞いて触れることができました。



図書室だより

おすすめ図書

☆ 12月の読み聞かせ会
24日(火) 10:30～

☆ 12月の休館日
2日(月)、9日(月)、
16日(月)、23日(月)、
29日(日)～1月3日(金)

☆ 12月のイベント
21日(土)
クリスマスおはなし会



ダイヤモンド社
医者が教える食事術2
牧田善二：著

TVで話題沸騰！
常識を覆す驚きのデータ続々！
最新版「食の真実」



ポプラ社
おしりたんてい
～ラッキーキャットはだれのてに！～
トロル：著

オークションにしゅびんされた
まねねこにはひみつがあって・・・



岩崎書店
カラフル
新井 洋行：監修

たくさん色を見ることで
色彩感覚と脳をそだてます
おかあさんに大人気の一冊！

令和2年度 児童クラブ入会受付

令和2年度の児童クラブ入会申込受付を次のとおり行います。

児童クラブ名	申請受付日	受付時間	受付場所	対象児童
小田倉児童クラブ	令和２年１月８日(水)	16:00～18:00	西郷村役場 福祉課	小田倉小学校に通学している児童 または通学予定の児童
熊倉児童クラブ	令和２年１月９日(木)			熊倉小学校に通学している児童 または通学予定の児童
米児童クラブ	令和２年１月１０日(金)			米小学校に通学している児童 または通学予定の児童
羽太児童クラブ				羽太小学校に通学している児童 または通学予定の児童

● 対象児童

- ① 放課後、保護者や祖父母等が仕事等により留守になってしまう家庭の児童であること。
- ② その他、児童健全育成上で放課後監護が必要な児童であること。
※ 祖父母等が同居もしくは同一敷地内等で生活し児童を監護できる場合は入会できません。
※ 保護者が求職中、育児休暇等により休職中の場合は入会できません。

● 負担金

月額3,000円（同一世帯で2人目は2,000円、3人目は1,000円）
また、負担金とは別におやつ代及び保護者会費がかかります。

● 必要書類（申請用紙は12月5日(木)から、福祉課・各児童クラブに備えておきます）

- ① 児童クラブ登録申請書（学年は新年度の学年を記入すること）
- ② 家庭調査票
- ③ 同意書
- ④ 勤務（内定）証明書
・両親（ひとり親の方はどちらか一部）、祖父母ともに職場で証明を受けてください。
※ 上記①～③は登録児童ごとに必要となります。④は上学年児童に証明書原本を添付してください。
下学年児童は省略可能です。

● 入会の可否

審査後、登録決定通知又は却下通知を郵送します。（2月初旬予定）

問 福祉課子ども施設係 ☎ 25-1509

水道水の放射性物質検査結果：福島県食品衛生課発表

※水道水中の放射性物質に係る基準値（10Bq/kg 未満）

採水日	判明日	放射性物質	検査結果
10月21日	10月25日	放射性ヨウ素131	検出限界値未満
11月5日	11月8日	放射性セシウム134・137	

問 上下水道課 ☎ 25-2912

村内の文芸サークル会員の素
晴らしい作品を毎月ご紹介し
ています。入会したい方はぜ
ひご連絡ください！

電車待つ人の長き列見る限り
皆うつむきてスマホ見ており
雨の日の郵便ポストは物憂げに
人影を待つ秋の夕闇
断捨離の進みたる部屋の清々し
かく執着を捨てるといふは
人住めぬ処と伝ふ横川の
僻地に住居構えて久し
福田 四郎

西郷文芸クラブ

今月の短歌

新旧の
雪割橋や秋の雨
もとり
不揃ひな
芋の子を煮る一周忌
はるか
思い切り
お腹空かせて秋惜しむ
隆志
恐山
一步一步に秋惜しむ
みのも

西郷村仰歩句会

にしごうの
文芸

12月の 行事カレンダー

※行事日程が変更になる場合もあります。
ご了承ください。



人口と世帯数（11月1日現在）

人口 20,308 人（前月比 +21）
・男 10,273 人（+12）
・女 10,035 人（+9）
・世帯数 8,323 戸（+10）

※住民基本台帳に基づく

今月の顔…3歳児健康診査の子どもたち（10/17）

日	月	火	水	木	金	土
1 	2 	3 6～7ヵ月児健康相談 (9:00 保健福祉センター) 英語で遊ぼう ABC (村立西郷幼稚園) 総合訓練 (10:00 まきば保育園) 避難訓練 (川谷保育園)	4 もちつき会 (10:00 みずほ保育園)	5 避難訓練 (10:30 みずほ保育園) お遊戯会（～6日） (学校法人西郷幼稚園)	6 保育参観・講演会・試食会 (村立西郷幼稚園) 保育参観・講演会 (8:45 くまっこ保育園)	7 
8 	9 行政相談所 (13:30 文化センター) 母子健康手帳の交付 (福祉課子育て支援センター) ふれあいの家訪問 (14:00 くまっこ保育園)	10 心配ごと相談会 (13:00 高齢者生活支援センター) 英語で遊ぼう ABC (村立西郷幼稚園) 英語で遊ぼう (10:00 まきば保育園) ふれあいの家訪問 (14:00 みずほ保育園) 12月誕生児お花・お茶 (学校法人西郷幼稚園)	11 幼児・6歳児歯科クリニック (幼児 13:00、6歳児 13:45 保健福祉センター) もちつき会 (9:00 まきば保育園) 12月生まれのお誕生会 (学校法人西郷幼稚園) もちつき交流会 (9:30 くまっこ保育園)	12 3歳児健康診査 (12:50 保健福祉センター) 避難訓練 (10:15 くまっこ保育園)	13 保育参観・講演会 (みずほ保育園)	14 まるごとマルシェ (9:00 まるごと西郷館) クリスマス会 (川谷保育園)
15 	16 お楽しみ会 (村立西郷幼稚園)	17 英語で遊ぼう ABC (村立西郷幼稚園) 英語で遊ぼう (10:00 まきば保育園) サッカー教室 (9:30 みずほ保育園) ふれあいクリスマス会 (川谷保育園)	18 4～5ヵ月児健康診査 (12:50 保健福祉センター) おたのしみ会 (10:00 まきば保育園) クリスマス会 (10:00 みずほ保育園) (10:00 くまっこ保育園) 訪問クリスマス (川谷保育園)	19 	20 第二学期終業式 (村立西郷幼稚園) クリスマス会 (学校法人西郷幼稚園)	21 クリスマスおはなし会 (文化センター) 冬季休業(1/15まで) (村立西郷幼稚園)
22 	23 母子健康手帳の交付 (福祉課子育て支援センター)	24 誕生会 (10:15 みずほ保育園) (10:15 くまっこ保育園) 第二学期終業式 (学校法人西郷幼稚園) 読み聞かせ会 (10:30 文化センター)	25 無料法律相談会 (高齢者生活支援センター)	26 誕生会 (川谷保育園)	27 官公庁仕事納め	28 
29 	30 	31 				

年末年始のごみ収集日

年末年始のごみ・し尿収集については、下記のとおりです。

○ 年末のごみと特別受入日および時間

12月14日(土)、21日(土)、28日(土)、
29日(日)、30日(月)
9:00～12:00、13:00～16:00

○ し尿収集業者の年末年始の休日

12月29日(日)～1月7日(火)

○ ごみ収集の日程

区別	年末最終日	年始開始日
燃えるごみ	12月27日(金)	1月7日(火)
燃えないごみ	12月27日(金)	1月10日(金)
資源ごみ	12月25日(水)	1月8日(水)
粗大ごみの戸別回収	12月18日(水)	1月8日(水)



問 環境保全課（環境衛生係） ☎ 25-2197